

第 1 号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和7年10月1日

物流・自動車局 貨物流通経営戦略室長 殿

照会者名

██████████

住所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物利用運送事業法第2条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

個人（送り主）から個人（受取人）への荷物（運送荷物）の配送について、当社が管理するアプリにてマッチングされた一般人（配送人）が鉄道を利用して配送する事業です。

送り主は、鉄道駅やその周辺に設置されているロッカー等の一時保管場所に運送荷物を格納します。配送人は、一時保管場所から荷物を取り出し、持参した上で、電車に乗り、目的地の駅で降車し、同駅やその周辺に設置されている一時保管場所に荷物を格納します。受取人は、同一時保管場所から荷物を取り出して受領します。配送人は、配送の対価として、一定の報酬を、当社を通じて受領します。

荷物の配送は、中古品取引アプリ等の利用者による荷物の送付を目的とすることを想定しています。運送する荷物は、鉄道車両内に持ち込める程度の小規模の手荷物（3 辺（長さ、幅、深さ）の合計 60 cm 程度を主に想定）が対象になります。

運送人は、通勤・通学等のための本人の電車での移動の際に、本件運送を行う形をメインで想定しています。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

貨物利用運送事業法第2条第1項の「運送事業者…の行う貨物の運送」との「利用運送」は、運送事業者が行う貨物向け専用の運送手段（貨物鉄道車輛などによる貨物運送）による運

同法の規制対象は、貨物運送を利用した輸送について、事業者を登録制とすること等の規制を行うことで、貨物運送の円滑化促進等を行うことを前提とした法規制であり、貨物運送以外の運送手段まで、規制する趣旨ではないと考えます。

4. 連絡先

以上